

郵政民営化法施行令の一部を改正する政令（案）

改正の概要

郵便貯金銀行への通常貯金と定期性貯金（定額貯金及び定期貯金等。郵政民営化前に受入れをした郵便貯金を含み、財形定額貯金、財形年金定額貯金及び財形住宅定額貯金を除く。）について、預入限度額（郵便貯金銀行が一の預金者等から受入れをすることができる預金等の額）を別個に設定することとし、それぞれ1,300万円とする。

※ 現在、預入限度額は通常貯金と定期性貯金との区別なく合算して、1,300万円とされている。